レンタカー事業を運営する個人情報取扱事業者の皆様へ

令和８年 11 月 18 日
個人情報保護委員会

運転免許証等の顔写真付きの公的身分証明書の画像の消去について（注意喚起）

今般、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく自家用自動車有償貸渡（レンタカー事業）を運営する個人情報取扱事業者が、運転免許証等の顔写真付きの公的身分証明書（以下「身分証明書」という。）の画像を保管していたところ、外部からの不正アクセスを受け、当該画像について漏えいが生じた事案が発生しました。

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 22 条は、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と規定しています。したがって、個人情報取扱事業者は、保有する個人データについて利用する必要がなくなったとき、すなわち、利用目的が達成され当該目的との関係では当該個人データを保有する合理的な理由が存在しなくなった場合や、利用目的が達成されなかったものの当該目的の前提となる事業自体が中止となった場合等は、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければなりません。

こうした対応が徹底されない中で不正アクセスが発生した場合、不正アクセスの被害範囲が拡大し、身分証明書の悪用により国民の権利利益を害するおそれが大きくなります。道路運送法を所管する国土交通省に確認したところ、レンタカー事業においては、道路運送法に基づく貸渡しの状況を適確に記録する必要性から、「運転免許証の番号」を２年間保管するように規定されていますが、車両の貸渡時に本人確認のために利用した身分証明書の画像を、貸渡手続きが終わってからも保管しなければならない法令上の義務はありません。

レンタカー事業を運営する個人情報取扱事業者におかれましては、本人確認のための利用が終了した後は、遅滞なく、身分証明書の画像を消去していただきますようお願いします。個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者における消去の対応状況によっては、個人情報保護法第 147 条の規定により、個人情報等の取扱いに関し必要な指導等をすることがあります。

以　上